

総務常任委員会

(平成30年 7 月 27 日)

○ 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を開催いたします。

本日は、まず、休会中の所管事務調査として、入札制度について取り扱いをいたしたいと思っております。

所管事務調査を終了した後に、7月5日に開催されました議会報告会でいただいたご意見等について確認と整理をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、昨年度の委員会に続きまして、入札制度について取り扱っていきたく思います。

まず、部長の挨拶をお願いします。

○ 内田総務部長

皆さん、こんにちは。総務部長の内田でございます。

やっとちょっと総務部長と言えるようになってきて、委員会のメンバーがかわってから初めての所管事務調査ということで、調査項目に入札制度を取り上げていただきましてありがとうございます。委員の皆様もメンバーもかわったということで、入札制度の基本となる部分から資料もつくってございますし、その部分から説明させていただいて、有意義な時間とさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料の説明をお願いします。

○ 松浦調達契約課長

調達契約課の松浦です。

資料は、タブレットトップページの02、総務常任委員会の17、平成30年7月27日、その中の01、総務部資料（入札制度について）というタイトルでございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料のほう、目次の次の3ページのほうをごらんください。

入札制度の中の基本的な項目ごとに説明させていただきます。

まず、大きな項目1として、最低制限価格制度についてでございます。

本市では、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施行と品質の確保を図るため、この価格を下回ると自動的に失格としますという最低制限価格制度というものを採用しております。この見直しについて、(1)の最低制限価格の算出方法の推移ということでまとめてございます。

表の平成15年4月のところですね。まず、率抽せん方式というのを平成15年から行いました。これは、率を抽せんを決めるということで、ほとんど同額の入札による抽せんが起らないという効果はあったんですが、その算出方法は一つ右の欄でございます。立会人3名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に掛けて算出するというもので、予定価格が右にありますように80%から84.99%となっておりますので、この一の位、小数点第一位、小数点第二位をそれぞれ立会人さん3人のくじ引きで決めて、それを予定価格に掛けるというような方法でございました。

一番左の課題のところなんですけど、最低制限価格が算定根拠がないくじで決まるということで、結果として業者さんが一生懸命積算しても、それを下回って失格になるというような、ちょっと理不尽とも言えるような結果になることから、見直すことになりました。

それが平成20年4月のところになるんですが、次は変動型というものでございます。

これは、業者が見積もった価格、すなわち実勢価格が最低制限価格であるべきであろうということで、それをもとに算出するという方法でございました。

算出方法のところにありますように、入札された札のうち、下位6割の入札の平均を出しまして、それに100分の90を乗じて算出するという方式でございましたが、一旦は相場といいますか、75%ぐらいの落札率に収束していくんですが、それでもこの工事をとりたという業者さんなんか、一部のグループを組むような形で、1者が極端に低い、例で言えば一桁違うような入札額を入れると、それに引きずられてこの平均値がちょっと下がります。それを見越して、別の業者さんが75%ぐらいで収束しておったところを73%とか72%とかの割合でとっていくというような、何か不正が行われているのではないかというような状況もありまして、そういった極端に低い入札額を入れた者は入札参加資格停止にするとか、ルールを変えながらもやっておったんですが、それでもだめだということで、平成21年7月からは、そういった極端に低い入札を排除するというので、算出方法のところにありますように、入札者の下位1割を除いて、残り6割の入札の平均に100分の95

を乗じて算出するというような方法に変えました。

その後は、もう本当の、今度は下限に向かって、ダンピング競争というんですか、皆さんがどんどん競争が激しくなっていて、言うなれば工事の品質低下が懸念されるような状況まで、率でいいますと70%をも下回るような割合まで予定価格に対して最低制限価格が下がっていったということで、これについてもダンピング対策ができていないという面でどうなのかという問題がございまして、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思うんですが、平成22年4月からは、中央公契連モデルといたしまして、国土交通省なんかが中心となっていてつくっておる中央公契連の組織がモデル的に出しておる算出根拠を用いまして最低制限価格を出すという方法に変えております。

一つ右の欄に、各経費に率を乗じて算出ということで、一般土木工事の場合の係数が、100分の95とか100分の90とかというのが書いてあるんですが、こういったものを用いて計算するんですが、表の次の(2)の最低制限価格の算出例というところを見ていただきたいんですが、この出し方なんですが、最低制限価格は予定価格の各費目、この予定価格の各費目というのは、予定価格を分解しまして、枠囲みの中にありますように、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こういうふうに分けた上で係数を乗じて、それらを足し合わせて算出するというような方法が、この中央公契連モデルというものでございます。

一般土木工事の場合は記載のとおりで、その下の建築工事の場合なんかはまたちょっと計算式が違ってございまして、こうやって工種ごとに計算式、係数をかえて最低制限価格を出すという方式です。

(2)の欄外の米印ですね。ただし、算出された最低制限価格が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9。これは、係数を見ていただくと、0.97といった係数を掛けていく関係で、結果が予定価格の93%とかになるような場合も出てまいります。その場合は、10分の9を超える場合ということで、10分の9に頭打ちにするというようなものでございます。逆に下のほうは、10分の7に満たない場合は、10分の7でとめると。どれだけ下がっていても10分の7というような計算式でございまして。

(2)の上の推移の表に戻っていただきますと、これが平成22年4月から始まりまして、平成24年4月、平成25年6月、平成28年6月といろいろな時期に応じて係数が変わってございます。このように、毎年のように係数の見直しが国のほうで入ってございまして、例えば直接工事費に掛ける係数というのは、平成22年は100分の95でしたんですが、今、平成29

年6月は100分の97ということで、年々乗じる係数が上昇しておると。ダンピング対策ということで、制限価格が上がっていくような方向にあるというような状況でございます。

以上が最低制限価格の算出方法の推移でございます。

続きまして、4ページの下のほうですね。大きな項目の2番、今は最低制限価格を説明したんですが、次は予定価格の公表時期ということで、この予定価格といいますのは設計金額でもありまして、入札の際の上限となる価格ということになります。これについてもこれまで何度か見直しをしております、5ページのほう、その推移を表にまとめてございます。

まず、平成10年度、予定価格の事後公表。それまでは公表していなかったものをなるべく公表していこうという国の方針もありまして、まず、事後公表を始めました。

それと並行して、あわせて試行という形で、平成10年度の1月からなんですが、事前公表、予定価格を入札の前に、公告の際にすぐに公表するというものの試行を始めました。

これを、平成11年度に事前公表の試行のほうを対象拡大、平成12年度もさらに対象拡大しながら、平成13年度に予定価格の事前公表の本格実施をいたしまして、もう事後公表はないという形に今もなっております。

この事前公表を継続する理由なんですが、一つは入札契約適正化の指針にも書かれておる透明性を高めるということで、ちよぼの1にありますように、透明性及び客観性の確保に資するということが一つ理由としてあります。

また、二つ目の理由としまして、競争入札への事業者さんの参加の判断基準となりますことから、採算が見込めない入札を回避できるということで、事業者さんにとっても積算業務の負担の軽減が図れるというようなメリットもございます。

6ページのほうをごらんください。

6ページの三つ目のちよぼなんですが、予定価格はわかっておるということで、入札の不調も減少いたします。このことによりまして、適切な発注時期の確保ができますほか、複数回の入札となりますと、入札参加者もそうですし、発注者も負担がふえますので、その軽減が図れるという、スムーズに事務が進んでいくというようなメリットもございます。

次に、予定価格の公表時期の状況でございます。

三重県及び県内29市町、合計30自治体が今現在どういう状況かということで、左の白抜きの事前公表が10団体ということで、33%ということになります。真ん中の9団体は事前・事後併用といたしまして、基本は事前公表なんですが、一部のものについて事後公表を

施行しておるといような団体が9団体、完全に事後公表となっておるのが11団体という状況でございまして、近隣の愛知県なんかもほぼこれに近いような状況なのかなと思っております。

以上が予定価格の公表時期についてでございます。

続きまして、大きな項目の3番、入札参加資格要件の設定。これも入札制度の大きな制度の一つなんですけど、地元中小企業の受注機会に配慮したり、また、公正な競争が確保できるよう、入札に当たっては参加資格要件という条件を定めたりする場合があります。

まず、①がランクの設定といたしまして、大きな力のある業者さんが全ての工事を全部とっていかないよということ、この表にある土木一式工事の例のように、ランクをA、B、C、D、Eと5ランクに分けております。その分け方が、この表、総合点と書いてありますが、これは経営事項審査という国や県の審査によって出る点数なんですけど、こういった総合点と、完成工事高、これも経営事項審査で出てくる数字で、2年ないしは3年平均の完成工事高、あるいはその右、技術者が何人おるか、1級国家資格者が3名おるかいないかなどという条件で分けていきまして、例えばそれらを全て満たすAランクの業者さんは5000万円以上の工事の発注に入札参加できますよということになります。逆に、どれも該当しないEランクの、上記以外のランクの方は、500万円未満の工事に限って参加できますよと、こういうようなランク分けをしております。

そのほかの入札の条件としましては、②にあります技術者要件の設定、該当の工事を適正に施工するために必要な技術者の資格を設定したりする場合もございます。

続いて、7ページに進んでいただきまして、③施工実績等要件を設定する場合がございます。

工事を適正に施工するために、過去に同種あるいは同規模の工事をしたことがあるかということを入札参加資格要件に設定する場合がございます。

④の条件としましては、地域要件の設定、これが市内業者の優遇に一番効いてくるんですけど、入札に参加できる者の地域要件としまして、本店の所在地が市内にあるかなどの条件を設定する場合がございます。

参考としまして、三重県のランク制を書いてございます。これは先ほどの①のランクの設定で、三重県やほかの自治体はどうなんだという一つの例としまして、県の場合はA、B、Cの3ランク、総合点も分け方が違うという状況でございまして、これは、ほかの自治体もそうなんですけど、工事の発注の内容とか金額も自治体によってさまざまです

ので、このランク制をとっておる自治体はほかにもたくさんあるんですが、その自治体自治体によってランクの分け方は違ってくると、こういうような状況でございます。

続きまして、項目4の入札・契約方式についてでございます。

地方公共団体の契約は、契約の性質等に応じまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされております。また、原則的には一般競争入札によることとされております。これは地方自治法でそのように定められております。

その一方で、現場の技能労働者の高齢化、若年入職者の減少といったような構造的な問題なんかもありますし、あと、国の建設工事の適正な施工及び品質の確保に対応する法律として、通称品確法とっておる法律があるんですが、品質を確保するという意味でも、事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の導入・活用が今、求められております。

そういった多様な入札方法の活用ということで我々が今取り組んでおるものの一つが、(1)に書いてございます総合評価一般競争入札方式についてということで、これも一般競争入札の一種なんですが、総合評価方式というふうに呼んでおりまして、価格と価格以外の要素を点数化して落札者を決定する方法で、本市では平成20年度から規模に応じて実施しております。

対象工事は7ページの一番下の表のとおりでございます。本庁の土木一式工事は5000万円以上、その他上下水道工事の土木一式、あるいは建築一式、電気、管などは、1億円以上の工事の場合は総合評価方式をとっていくということになっておりまして、米印でちょっと書いてあるんですが、今年度、平成30年度から舗装工事1億円以上を総合評価方式にするべく拡大を図ったところでございます。

8ページに進んでいただきまして、この総合評価方式の評価の仕方ですが、簡単に書いてございます。

総合評価100点のうち、価格評価点というのは70点に換算いたします。あと、技術評価点というもので30点分評価いたします。

この技術評価点はその下の表にあるとおりで、評価分類でいいますと、地域要件、企業要件、技術者要件、技術力、こういったものを評価項目に応じて、一番右には配点例も書かせていただいておりますが——これ、合計すると30点になるわけですが——こういった配点で評価した上で、価格点と合わせて落札者を決定すると、こういうような方式でございます。

(2)としまして、その他の入札・契約方式についてということで、今言いました多様

な入札・契約方式、その他にもいろいろ今研究されておりました、これは、国土交通省が多様な入札契約方式のモデル事業というのをやっております、その事例集の中から抜粋したのですが、一番上がE C I方式——アーリー・コントラクター・インボルブメント——といたしまして、設計段階から施工者が関与する方式でございます。

まず、優先交渉者を選定し、その者の技術提案を別途契約している設計業務に反映させた後に、その優先交渉権者と施工の契約を行う方式でございます、本市では平成28年度に中央緑地新体育館建設工事で導入しております。

二つ目がCM方式——コンストラクション・マネジメント方式——といたしまして、工事監督業務等に係る発注関係事務、これは本来市が行うものなのですが、これの一部または全部を民間に委託する方式で、例えば庁舎建てかえ事業、あるいは市が今までやったことのない事業などで、職員の退職等でノウハウが継承されない事業等で、市の、発注者の立場に立った工事監督業務の事業マネジメントが可能となる、こういうような方式もモデル事業としてされております。

三つ目が地域維持型契約方式といたしまして、これについては、本市も何とかやっていかなあかんかと思っておるんですけども、例えば道路修繕なんかですと、修繕箇所が多くて、内容も多岐にわたるんですけども、1カ所ごとの発注金額は非常に少ないというような性質がありまして、発注者にとっても受注者にとっても、一個一個の工事を発注していくのが非常に事務的にも負担が大きく、非効率的であるというようなところがあります。

こういったものに対して、概要のところにありますように、地域の社会資本の維持管理——今言いましたような細かい修繕とか巡回とか、災害応急対応、除雪など——について、それらをまとめて包括的な事業の契約単位、幾つかの工種を一つにまとめて発注することとしたり、地域企業による包括的な体制、それらを小さな事業者さんが一つ一つとるのではなくて、J Vを組んで、包括的な体制でそれを受注するというような方式で、包括的に発注する、あるいは包括的な体制を組むことで、安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能ということで、三重県では既に平成27年から道路維持業務、雪氷対策業務なんかで導入しております、四日市建設事務所管内を4ブロックに分けて、包括的な体制ということでJ Vに発注しておると、こういうようなことをやっております、本市もちょっと研究せなあかんかと思っておるところでございます。

四つ目が設計・施工一括発注方式、これは一番最初に説明したE C I方式とも似たところがあるんですけど、設計も施工も一括して同じ業者に発注する方式で、施工者のノウハウ

が必要な部分を設計に同時に反映させることが可能という一括発注、こういった方式なんかもモデル事業としてされております。

このような多様な入札・契約方式というのを検討していくべきであるというような方針が国のほうからは出されております。

大きな項目5番は、これらいろいろな入札・契約制度を行っておるんですが、実際の入札の状況はどうかということで、資料に推移を5年分まとめております。

まず、(1)が建設工事でございます。

ポイントとなりますのは、真ん中ほどの表の落札率ですね。落札率は、平成25年度の86.3%から傾向としましては徐々に上がって行って、平成29年度で90.1%になっております。これは、冒頭説明しました中央公契連モデルで最低制限価格を算出するという部分で、ダンピング対策の効果として係数が上昇しておることを反映して落札率も上がって行っておると。言いかえれば、ダンピング対策の効果が出ておるというような状況でございます。

そして、一番下の欄ですね。その結果、中央公契連モデルということで、算出方法がはっきりしておりますので、最低制限価格がわかりやすいということもございまして、抽せん率のほうは年々80%前後で推移して、平成29年度では86.7%というような抽せん率となっております。

(2)の測量設計業務におきましても、落札率は平成29年度で83.9%。抽せん率も、やはり設計というのはなかなか最低制限価格が推測しにくいとか、参入業者さんも余り多くないということで、抽せんはもともとは少なかったんですが、平成29年度では74.4%ということで、抽せんになる割合がふえてきておるというような状況です。

めくっていただきまして、10ページ、11ページは、先ほど説明しました建設工事のうち、ランク分けをしておる工種ですね。土木一式工事と建築一式工事と舗装工事に分けて推移をさらに細かく出しております。

ちょっとポイントとなるところだけ説明させていただきます。

土木一式工事は、予定価格5000万円以上という一番上のランクだけ、抽せん率を見ていただきますと、72.4%から始まって、平成29年度でも65%です。これは、なぜ抽せん率が低いか、言いかえれば、ほかのランクのところは100%とか90%台後半なんですけど、一番上のランクだけ抽せん率が低いのは、この中に総合評価方式の入札が含まれてくるからでございます。

先ほど言いました総合評価方式、金額でいいますと1億円以上の土木一式工事、本庁の

場合は、5000万円以上は基本的に総合評価方式になってまいりますので、その分抽せんでないものがふえてきますので、率が落ちております。

あと、(2)の建築一式工事ですが、こちらは抽せん率、もともとは平成26年度も8.3%というのが、ここ平成28年度、平成29年度は、抽せん率が39.1%、70.6%というふうに上がってきております。これも、もともとは建築一式はそんなに競争が激しい環境がない、参入業者さんが少ないということもあったのと、先ほどの最低制限価格を出す係数の上昇によりまして、90%の頭打ちになるような工事がふえておることも抽せんがふえておる原因なのかなというふうに考えております。

(3)の舗装工事につきましては、この舗装工事というのは、見ていただきますと、過去から抽せん率もどのランク帯も90%を超えておりますし、落札率も、係数の上昇とともに平成29年度は90%に近づいておるということで、この舗装工事といいますのは、土木工事の中でも一番最低制限価格の算出がしやすい内容の工種となりますので、その分ほぼ100%に近い、どのランクも100%に近い抽せん率というような状況で、ちょっと建築一式とは違う傾向が出ておるということになっております。

簡単ではございますが、説明は以上のとおりでございます。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございました。

なお、この資料のほかに、前年度総務常任委員会での入札制度についての所管事務調査報告書を配信しております。後で確認をお願いしたいと思います。

それでは、ご意見、ご質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

○ 早川新平委員

説明ありがとうございました。

入札制度って、もうずっとこれが一番最適やというのは今までの経験からでもなくて、試行錯誤をやりながら、今、中央公契連モデルが主流になっておるといところなんだけれども、それにおいても、やっぱり業者さんの反応というのはどうなんですかね。入札に参加しておる業者の立場の意見があれば教えてください。

○ 松浦調達契約課長

全ての業者さんの意見を聞いたわけではないんですが、反応としては、このくじ引きが多発しておるといふ状況に対しまして、ただ、それは、一面としてはダンピング対策の効果といいますか、最低制限価格が上がってきておること、それならできるといふ業者さんがふえておることの結果ですもんで、ダンピング対策という意味では昔ほどのたたき合いがないということで、これでええという業者、ある意味公平にくじで決まるということに対しては文句はないと言われる業者さんもおりますし、一方で、先ほども説明しました総合評価方式ですね。技術力に自信のある業者さんですと、価格だけではなくて、総合評価で自分のところの技術力も、価格以外のことも評価してほしいというようなことを言われる事業者さんもあって、会社の規模やら技術力やらによって言われることはいろいろあるのかなというふうに感じております。

○ 早川新平委員

先ほど、今も話があったように、その会社によって技術力を見てほしいというところで、その評価点の割り振りの問題が出てくるんやろうなというのは想像されるんやけれども、私の知っているところでも、やっぱりもう公共工事に関しては手を引くというところも現実あるんですよね。抽せんでというところで、運に任せるといふところはやっぱり下げたいと。民間中心でいきたいというところで、知っているところではそういうことがあったんですけれども、四日市市内、業者さんはたくさんいるので、そういう減っていくことに対して、行政側から見て困っているところというのは見受けられないということ、ええのかな。

○ 松浦調達契約課長

調達契約課、松浦です。

土木工事、舗装工事なんかもそうなんですけれども、多いケースですと、抽せんに業者さんが今も40者から50者ぐらい参加される場合がございます。そういう意味では、今、委員がおっしゃられましたような、くじ引きだから参入業者さんが減っていつておるといふような状況ではまだないのかなと思っております。

○ 早川新平委員

最後にしますけれども、そうすると、中央公契連モデルが全国で主流になってきて、こ

れがベストではないやろうけれども、現状としてはこうせざるを得ないと、それにかわる四日市方式というのが、いろいろ結構あったんやけど、今までは。四日市以外でね。だけど、それでもやっぱりマイナスの部分が結構出てきたりするんで、入札制度というのは結論のないところかなとはちょっと思っているんやけれども、先ほどもお話しになられたように、技術力をちょっと見てほしいよなとか、メーカーさんから見ればね。そこをどういうふうに取り入れていくか、評価の割合を変えていくのかとか、そういうところだよな。四日市方式としては、中央公契連モデルでこれからもやっていくということによろしいですか。それとも四日市はこういうことでやるんだと、よりいいものができるんだろというところを持ってみえますか。ない。

○ 松浦調達契約課長

今、まだ中央公契連モデルにかわる、先ほど来課題として挙げておりますくじ引きを回避するようなうまい方法が、これは私らもよその自治体も同じようなくじ引きの状況が発生しておるんですが、一つに、ダンピング対策で最低制限価格を上げていくというのと、価格だけで勝負していますので、競争がなくなっていってくじ引きになるというのは、もうこれは完全に裏表な面がありまして、ダンピング対策をすれば、一定の業者さんがおれば、そこに参入してきてくじになるというのはやむを得ない部分もあるのかなと思っております。

それをどう回避していくかということで、先ほど言いました多様な入札契約方式の導入ということで、総合評価方式というのもあるんですが、この総合評価方式も、では、全ての工事でできるのかというと、簡易な工事で一体何の技術力を競うんやというようなところもありまして、全部が全部総合評価方式にならないというのはあるんですけども、今年度も舗装工事の部分を拡大して総合評価方式の対象にしましたように、少しずつでもこういうのを広げていくのが一つの方向なのかなというふうに思っております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 土井数馬委員

今の総合評価方式なんですけれども、さっきのダンピングの対策等もありますけれども、

この評価点の設定ですね。これはもう全国的に7割、3割と決まっておるものなんですか。これは四日市独自の配分なのか、その辺はどうでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

当初これを導入したときも、国のほうがモデル例なんかを出して、私どもは、他の自治体の状況なんかも参考にしながら導入した経緯がございまして、おおむねこういった配点になっておるのかなと思っておりますが、こういう配点でなければならないというものはありませんので、見直す中で、他の自治体ではこういった評価項目の内容はもちろん違いますし、配点もどこにウエートを置くかというのは、多少は違いがあるというふうに認識しております。

○ 土井数馬委員

やっぱり価格評価点のほうに重きを置かれるのは当然やと思うんですけども、ただ、さっきからお話にあったように、あんまりたたき合いになったら、入札しようかなと思ってもあんまりしたくないというような状況が起こるので、そこは総合評価方式でいくのであれば、そういった割合を考えることも一つかなと思います。

それと、今もありましたけど、評価分類とか評価項目についてもいろんな市町で違う、何に重きを置くかで配点も変わってくると思いますので、その辺も十分四日市の状況を見ながらしていくものも必要かなと思う。その要件についても、時折の見直し、配点の割合についても見直しをやっぱりしていくべきだと思います。その時々によって、時代時代によって全然違うと思うんですが、例えば、ここの企業要件の中で地域・社会貢献度とありますけれども、障害者雇用なんていうのは前からやっぱり言われています。今、よく言われるのは男女雇用の件で、四日市も言われているように、女性の雇用はもちろんですけども、管理職への登用とか、そういうのもやっぱり会社のものを映すものだと思いますので、そういうものを入れていくようなことも今の時代、検討が必要じゃないかなと思いますので、企業要件、この辺はまた時折時代に合ったものにしていただければなと思いますので、これは要望だけしておきます。

○ 森 康哲委員長

企業要件のところで、以前消防団員の雇用とかそういうのもプラス加点でやっている自

治体があるよというのを紹介した事例があったと思うんですけども、そういうのを評価していく方向というのは検討しているんですかね。

○ 松浦調達契約課長

この所管事務調査でもそういったご意見がございまして、私どもが調べた結果、私どものところでは、8ページに書いてありますように、災害協定締結を評価するというような趣旨で、他の自治体でも消防団協力事業所、例えば従業員がどれだけ消防団に参加しているか、消防団の活動があったときにどれだけ事業所として協力しているか、あるいは消防団への資機材等の提供とか、そういった協力をやっておるかというのを評価して、総合評価方式の加点にしておる自治体は相当数あることがわかっております。

私ども、先ほど土井委員から言われたことと同じで、時代時代に合った企業要件等の見直しをというのはもちろんしていかなあかんと思っておるんですが、それだけではなくて、見直しはもちろん必要なんですけど、課題としましては、企業要件というのは直接その工事とは別の部分になっていきますので、余り過度に企業要件をどんどん膨らましていくと、工事の本当の技術力とか、価格以外のことを評価することになっていきまして、企業にとっては過度な負担になっていくということもございまして、新しい項目を入れるのであれば、何かどこか企業要件のところで削らなあかんのと違うかというようなことも検討しなければならなくなりますので、その辺でどういうのがいいのかなというのをちょっと悩んでおるといような状況でございまして、趣旨としては、消防団協力事業所も地域への貢献という意味で、災害協定締結と同じように一つ重要な考え方ではあるかなと思っております。

○ 森 康哲委員長

例えば優良工事表彰なんかは、多いときには5社、6社、10社近く表彰対象になって、形骸化にもなっているのかなと懸念されることがありますので、そういうところの目の向け方とか、総合的に検討していく必要があるのかなと思いますので、さらなる精査をお願いしたいと思います。

○ 土井数馬委員

関連ですけども、今、確かに工事に直接関係ないと思います、企業要件というのは。

ただ、やっぱり地元で優良企業を育てるといふあれも必要ですわね。それから、今よく言われるブラック企業になってもらっては、工事が幾らよくても困るわけですし、その辺はやっぱり地域での安定した、優秀な、優良な企業の育成という面も含めて考えていく必要があるんじゃないだろうかと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

地元企業の育成という視点、これは非常に重要な視点であると思っております。そんな中で、あと、ほかの自治体の例を見ますと、そういった優良、地元貢献企業に対してはほかの面で、例えば県レベルの自治体ですと、減税みたいなこともやったりしております。

これはなぜかといいますと、総合評価方式で優遇となると、総合評価方式に参加できる、うちでいうとAランクぐらいの企業さんだけにこの負担を求めていくということにもなってしまうので、その辺のあり方はいろんなあり方があるのかなというふうに感じておりますが、趣旨として地元企業の育成という視点を持ってやるということについてはそのとおりだと思っております。

○ 土井数馬委員

今、言いましたけれども、直接、優良企業の育成とこの入札制度とは、若干は関連していると思えますけど、今、課長から説明がありましたように、そういうふうな捉え方であれば、それは別として考えていただいて、地元企業の育成に努めていただくように、これも要望だけしておきます。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 樋口博己委員

総合評価方式のことなんですが、発注金額のラインがありますよね、5000万円とか1億円とか。これ、事業所によっては、くじ引きよりも総合評価方式を金額をもっと下げて取り入れてほしいという意見もあるんですよね。ただ、それはそうすると、入札する事業所も評価する行政側も、総合評価方式にするといろんな手間暇がかかるので金額ラインを引っ張っていると思うんですけど、今、その金額と企業要件というか、7対3という話があ

りますけど、これを例えばその金額を下げると同時に、例えば5000万円を4000万円なり3000万円に下げた場合に、その七三の割合を、例えば八二とか7.5対2.5とか、そんなような少し。それとか、項目の内容を少し簡易にするとか、何かそんなような工夫というのは考えられるんですか。

○ 松浦調達契約課長

簡素な評価の仕方というの、特別簡易型総合評価方式というの確かにありまして、この技術力でもヒアリングを省略するとかそういったやり方もないことはないと思います。

ただ、事務的な手間とか、かかる時間という意味では、やっぱり評価委員会というものを設置して委員さんに審査してもらってという、ある程度のスケジュールがかかるという意味では、事務負担が物すごく減るかどうかというのは、ちょっと大きくは減らないんじゃないかなというのと、やはり技術力で勝負したいという業者さんにとっては、技術で評価される項目が少な過ぎると逆に点差がつかないとか、結局は価格勝負みたいなところに近づいていってしまうようなところもありますので、今のところは、標準的なやり方なんですけど、こういったやり方がいいのかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

おっしゃることはわかるんですが、一方で、くじ引きが多いところをどう回避していくかの一つの考え方が総合評価方式というのは、今、一番評価されているんだと思うんですよね。事務的に余り評価項目を少なくしても変わらないということなんでしょうけれども、その辺は少し工夫とか何かできやんのかなと思ったりするんですけどね。ヒアリングというのはどちらかという必要だと思うんですけど、その項目自体を減らすとか何かそんなようなことはできないんですかね。まあ同じような質問になるかもわかりませんが。

○ 森 康哲委員長

いかがですか、松浦課長。

○ 松浦調達契約課長

私も他市でどんなふうに行っているかというのをまだたくさん調べておるわけではない

んですが、項目を減らすことによってもっと半分ぐらいのスケジュールでできるとかそういうことであれば、一つのくじ引きを減らす糸口としては勉強する価値はあるのかなと思っていますので、ちょっとまた調べたいと思います。

○ 樋口博己委員

ぜひとも一度研究いただきたいと思います。

続けてよろしいですか。

入札制度の中で、地域維持型契約方式、包括的な契約ということで、県が今やっているということで紹介があったんですけど、これは市でも取り組む、研究すると言われたかな。その辺で、現時点で今四日市が導入することのメリット、デメリットが整理できてみえたらちょっとご紹介いただきたいんですけども。

○ 松浦調達契約課長

メリットは説明の中でも申しましたとおり、今ですと道路の修繕は道路の修繕、雪氷対策、災害対応は災害対応と、それぞれ別のもので一つ一つの業者さんに発注して、その入札も同じだけの回数をやってということで発注しておるわけなんですけど、ある程度包括的に、それら複数の工種をまとめて一つの契約の中で、道路修繕も、あるいは道路の塗装、路面標示だとかカーブミラーの修繕だとかそういったものも一つの契約にしてしまうということとか、あるいは今ですと、例えば道路の修繕ですと、1業者さんが2地区分取ったら一抜けというやり方で発注しておりまして、市内を12地区ぐらいに分けた感じで発注しておるんですけど、それもある程度包括的な体制を組むことで、県なんかですと市内を4ブロックに分けて発注するというようなやり方もしていますので、事務的な負担という意味では、発注者、受注者ともに入札の事務の回数も減りますし、メリットがあると思っております。

あと、全国的な傾向としまして、建設事業者さんというのは高齢化、小規模化というのが進んでおるような状況です。四日市が直ちにそういう状況かというはまだそうではないのかもしれないですけども、やっぱり将来的な課題としてはございまして、一つの業者が一つの工事をとっていくというやり方では、もうよう市の入札に参加せんとか、自分のところだけで建設機械を維持していくのが大変やということで、包括的なJV体制を組めば、その辺のやりくりも融通がきくと。どこかの会社が持つておるやつをそのJVで使う

とかといった、効率的に事業を進められるというメリットもございます。

一方で、デメリットというのは、JVを組むに当たって、そういうネットワークなり何なりを持っておいて、これに入札参加できるようなJVが組める業者さんなのかどうか、自分のところは小さい零細企業で、そのJVにどうしてもどこも入れてもらえやんとか、入札にも参加できやんというような事業者さんが出てくるのではないかということも課題としてあるのかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、今、県はこの制度を導入しているけれども、県は広範囲なので、一定以上の企業さんたちがJVを組みやすいと。ちょっと四日市になると、そういう小さいところがなかなか組みにくいんじゃないかという懸念があるというせいですかね。今、県がやっていて四日市がやっていないというところの差を考えると。

○ 松浦調達契約課長

そうですね。県の発注工事と市の発注工事は内容も違いますし、県ですと県道とか県管理河川とか、うちとはちょっと工事の発注の仕方も違うとは思いますが、ただ、広域といましても、四日市建設事務所管内ですと、市と三重郡なんかを含めた、そんなにうちと変わらないエリアでこれをやっていますので、JVの組み方の条件とか、市の方でも工夫して、全く県と一緒にだめだと思わなくても、いろんな業者さんが参加できるようなJVの組み方というのでやれば、絶対できないことはないかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、今の感覚としては前向きな感覚だということですかね。

ちょっとわかりませんが、近隣市町でこのスタイルをやっていくところがあるということを確認しているということでもいいんですかね。

○ 松浦調達契約課長

県内の市町でこういったことをやっておるといのはまだ私、聞いたことはないんですけども、実はこれ、国が入札契約適正化法に基づく指針の中でもこういった地域維持型

契約方式というのを一つ大きな項目として、活用の促進というのを言っていますし、あと、先ほども説明の中で紹介しました公共工事の品質確保の促進に関する法律の中の指針においても、地域の社会資本の維持管理に資する方式という、この地域維持型契約方式の導入を検討するべきであるというふうにされておりますので、県レベルではもう導入しておるところはありますし、今後は全国的に、だんだんこういったことを活用する自治体がふえていくのかなというふうに方向性としては思っておりますし、四日市も導入していかなあかんのかなと思っております。

○ 樋口博己委員

都市・環境常任委員会ですかね。千葉で地域のいろんな路面状況を、市民から情報を集約してそれに対応するというようなものを、多分見に行っていたと思うんですけど。都市・環境常任委員会のほうがたしか。そういう市民からいろんな情報を収集するというのは、消防本部がアプリを使ってこれから情報収集するという話もあると。それを行政の中で、アプリで情報を収集できるとすると、それは機械的に処理できるんだと思いますから、それを地域に返していけば、地域でそういうJVを組んでいただいて維持をやっていただくというのは国も推奨するというお話でしたし、これからの流れになるので、ぜひとも、県でやっていて、県内市町ではやっていないということは、やはり四日市が先駆けて取り組むべきだと思います。

これ、入札制度の中で一つ取り入れていただくと、市内、例えば下水道事業なんかでもどんどんこういう方式で包括的な発注委託ができると思いますので、その道筋をつけてモデル化していくのが市内でもやっぱり総務部の契約、入札だと思いますので、ぜひとも改めて推進いただきたいなと思いますけれども、少し部長の思いだけお聞かせいただけますか。

○ 内田総務部長

内田でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

8ページでございますように、入札契約方式もいろいろ研究して、いきなり全部どの契約もこの契約でいくんやということではなくて、試行的に、部分的にでも導入して、やはりその都度事業者さんのご意見も伺いながらよりよいものに進めていくという、そういう

歩みが非常に大事だと思いますので、まずはしっかり、例えば受注者側のご意見も参考にさせていただいて、その中で新たに取り組めるものは試行的にやっていって、それで効果があれば当然本格導入という流れになりましょうし、何か、やっぱりどうしてもデメリットが出た場合は、立ちどまって次の方法を考えるとか、そういうことの繰り返しが、四日市としての入札制度の発展にはなっていくと、そのように思っておりますので、今伺ったご意見も参考にさせていただいて、前向きに取り組んでいきたいというように思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にいかがですか。

○ 村山繁生委員

ちょっと確認というか、一番最初に、早川委員のお知り合いがもう入札に参加せんというお話がありました。私の知り合いも、やっぱり抽せんばかりでもうやめたわと言ってみえる人がみえるんですね。答弁の中で、今でも40者以上参加があるということをおっしゃいましたけれども、例えば5年前に比べてそういった参加企業はどうなんですかね。減っていないんですか、減っているんですか、入札の。

○ 松浦調達契約課長

今、手元に5年前のというのがないんですけれども……。

○ 村山繁生委員

別に、5年前に限らず。結局抽せん率が多くなってきたということで、その参加企業はどうなんですかね。

○ 松浦調達契約課長

他市の状況なんかを聞いておると、四日市さんは入札の参加者は多いねというふうに言われますので、40者、50者入札に参加してくるといのは多いほうやと私らは思っています。

○ 村山繁生委員

余り目に見えて減っているという感覚はないわけなんですかね。

○ 松浦調達契約課長

それを課題として捉えるほど目に見えて減っているというふうには思っていないです。

○ 村山繁生委員

わかりました。

それと、もう一つは、ちょっと私、忘れてしまったので何ですけど、建築一式工事ですね。平成27年度と平成28年度、平成29年度を比べると極端にふえていますけど、その理由は何でしたっけ。計算方法が変わったんですか。

○ 松浦調達契約課長

一つは、最低制限価格を出す計算式が、年々その係数が上がっておるということもありまして、説明の中でも言いましたんですが、計算の結果、90%を超えるような率になっていったときは90%で切るというのがルールであります。係数が上がってくると、この90%に張りつく工事がふえてまいります。すると、最低制限価格の予想が若干簡単になるというんですか、88%とか87%をきちっと積算で出すのに比べると、これはもう90%を超えておるで、90%やなというふうに推測ができると、最低制限価格が推測しやすいというような状況が生まれてまいります。そういったことも影響しておるのではないかなというふうに思っております。

○ 村山繁生委員

1000万円から5000万円での工事でも、平成27年度は抽せん率が10%から平成29年度は90%までふえていますよね。それはもう、今の90%という係数の最低制限価格が積算しやすいという理由でこれだけ変わったということでもいいわけですか。

○ 松浦調達契約課長

もちろんそれだけではなくて、例えば平成25年度なんかは落札率が92.8%といたしますのは、最低制限価格に張りついていないような入札結果もあったんだと思います。というこ

とは、入札に参加する業者さんが、やはり土木一式に比べると建築一式は競争性という意味ではちょっと下がりますので、3者、4者ぐらいしか入札がなくて、しかも最低制限価格に張りつくような過当な競争状況ではないというんですか、そういうのが平成25年度、平成26年度あたりは続いておったのかなと。平成29年度は落札率が14件で90%になっていますので、ちょっと競争環境が昔よりは出てきておるのかなという、そういうふうに分析しております。

○ 村山繁生委員

平成25年度は16件で、落札率が92%ですね。それで抽せん率が12.5%で、平成29年度は14件で落札率が90%ですわね。抽せん率が92%と。件数でいうと2件違って、落札率が2%違うだけで、抽せん率が80%ふえておるといのは、いまいちその辺、ちょっとわかりにくいんやけど。

○ 松浦調達契約課長

例えば平成25年度なんかの状況は、恐らく皆さんが最低制限価格で札を入れるような状況が少なかったと。要するに、最低制限価格が90%というような入札であっても、皆さんが93%とか94%というような率で入札してきた結果、抽せんも起こらず、落札率もちょっと高いような状況で入札が終わるといのが平成25年度の状況なのかなと。

それに対しまして、平成29年度なんかは落札率もちょっと下がっておりますので、最低制限価格に近い額で複数の業者さんが入れるような入札がふえてきて、落札率も下がるとともに、抽せんの件数も、ほぼみんな抽せんというような形になっておるのだと考えております。

○ 村山繁生委員

結局は90%ということが一番大きな原因だということですね。

○ 松浦調達契約課長

はい。これが88%とか87%でも、事業者さん、皆さん積算ソフトというのを使って入札金額を計算してまいりますので、90%に張りついていなくても入札価格をぴたっと当ててくじになるというようなことは実態としては起こっておりますが、90%に張りつくのと、や

っぱり、よりその計算の確実性が増すというのですか、推測がしやすくなるというのは事実あると思います。

○ 村山繁生委員

わかりました。

○ 森 康哲委員長

先ほど村山委員が言っていた抽せんに参加する業者が多いというのは、言いかえれば四日市の登録業者の数が多いということだと思えるんですけども、他市に比べて、人口の割合に比べて多いという指摘も以前されていたと思えるんですけども、その原因というのはわかっているんですか。なぜ四日市はこんなに業者さんの数が多いのか。

○ 松浦調達契約課長

業者さんが多い理由までは、ちょっと調査まではしたことはないんですが、産業都市であるということで、民需なんかも多いのが一つの理由なのかなと。あくまでもこれは推測ですが、仕事の多いところに業者さんが多いということなのかなと思っています。

○ 森 康哲委員長

事業所として成り立っているから多いというのも言えると思えるんですけども、それにしても、やはり他市と比べてどれぐらい多いのかとか、抽せん率にそれが比例しているのかとか、そういう研究はしていかなあかんと思えるんですけども、その辺の解析ってされていないんでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

申しわけございません。そこまでの分析はしたことがないんですけども、一回そういう視点も持ってちょっと勉強はしてまいりたいと思います。

○ 森 康哲委員長

お願いします。

他にございませんか。

○ 川村幸康委員

落札率を見ておって、ここに注釈で書いてあるんやけど、全部足してそれを件数で割っておるのであれやけど、かなりの上限はあるの、これも。薄まってくるよね。そうでもない。大体、これに書いてもらってある落札率がありますやんか。落札率というのは、1件ごとに落札率を合計したものを件数で割って算出となっておりますので、その誤差というのはようけあるの、ばらつきが。あるのかなと思って。

○ 松浦調達契約課長

ふだんの入札を見ておりますと、落札率90%というのが舗装なんかは多いですけども、ほぼ最低制限価格付近で皆さん入札されるということで、落札結果としては90%前後、平均値で、今、平成29年度の舗装は89.8%になっておりますが、ほぼどの入札もこれのわずかプラマイ数%のところに入っておって、例えば99%だとかそんな落札がぼろぼろ出てくるといようなことではないですね。抽せんがこれだけ多いということで、イコール落札率に近いものがほとんどであるというふうに考えていただければ結構です。

○ 川村幸康委員

そうなる、結局ひどいのもない、ばらつきもなく、その辺で来るということは、入札制度としては、透明性やら競争性はあるということは見えるんやろうけど、前回のやつで少しもめたやんかな、貯留管の入札制度で。やっぱりあのときに恣意的な判断があったということからいくと、入札制度というのはあくまでもルールで決めたとおりにやっていくということを前提でやらんと私はあかんのかなと思っているんですよ。そういう意味からいくと、行政の裁量とか——この間でも出てきた——が入るような入札制度の動きというのは、今決めてあることを、根こそぎ信頼を覆すことにもなるので、やっぱり私はルールにないことはしたらあかんと思うな。特に入札制度に限っては。だから、誰が、第三者が見たって、客観性——ここにも書いてあるけど——ということの重要性は、逆に言ったら、ルールに基づいてやるということであるべき。

そこで、今後難しくなってくるのは、総合評価方式という、ある意味行政のルールにないところの判断というのかな、そのときそのときの。それが入ってくるわけやで、やっぱりもう少しそれはどう見るかということやろう。

それから、あと、さっきから聞いておると、市内業者と市外業者に区別をするのか区別をせんのかという考え方はあると思うのな。よく聞くのは、四日市には結構市外業者が入ってこれて、四日市の業者が市外へとりに行こうとすると、なかなかブロックがあると。津とか松阪へとりに行こうとすると、ブロックがあると。

それぞれの自治体の考え方で、津や松阪やと、やっぱり地元業者が少し四日市よりも弱いから、その分だけブロックして、育成、保護しておるのかなという気もするけど、別の見方をすると、四日市には入ってこれるわ、四日市は入っていけやんわという話も聞く話であるんやわな。だから、そういう意味からいくと、どういう診断をするかという判断やけど、ルールにないことはしたらあかんで、ルールどおりやっているわけやろうけど、やっぱりその判断基準というのが、そういうところの声をもう少し拾うような努力をせんとかあかんと違うのかなと私は思っています。

特に、前回、本当に私はもう一遍、一般質問できちっとこれは明らかにせなあかんと思っておるけど、やっぱりルールにないことをしたらあかんというのが入札の原則やと思うでさ。あれはルールにないことをしたということはもう認めたわけやでな。恣意的に判断したというのでさ。裁量というのは。そうやろう。だから、入札の制度の中に裁量が入るというのは絶対にあかん話やで、これはきちっとやってほしいなというふうに思います。

それと、建設、建築とか土木とか含めてなんやけど、市場のあるところは物すごく動くでな。例えば民需がたくさんあって腹いっぱいやったら、公共、来ませんわ。そうやろう。例えば私の事業でいっても、行政関係の学校給食なんて忙しかったら来やへんわ。極端なことを言ったら。暇やったら行こうかという話の世界やろうで、そういう考え方もあるやろうし、だから、いろんなことで市場が動く部分のところは、何割かは例えば地元育成で、少し地元にも優遇する分、行政がえらいときも逆に来てよというような部分をきちっとつくっておかんと。保険でな。

たちまちにして、入札したのはええわ、仕事、したらんと言って。ありましたやんか、三、四年前、たくさんよそでな。東京のほうが忙しくて。今もそれが続いているでさ。公共工事の高どまりって言うところけどさ、制度ができてでも工事をしてもらえやなあかんというところでいくと、どれぐらいのスパンで見るとかということもいるよ。一旦馬力でやったというのもあるけど、民間の企業さんやわな、建設工事屋さん。10年とか20年というスパンで見たときに、これぐらいの工事、仕事を出すので、どうぞずっと四日市でも工事を受けて、いいものをしてくださいなという考え方はどこかにないと、それがルールづくりの

中にあるのとないののでえらい差やでさ。

だから、それがやっぱり不満になると四日市を見限るでな、地元業者も。そこらのバランスをとるにはどんなことをしたらええかという、やっぱり対外的な……。四日市市内だけを見てあれというのものもあるけれども、例えば三重県内を見て、三重県内の市町と四日市の制度とのありようはどうなんやとか、ルールづくりはどうなんだと。細かい数値が違ふやろう、それぞれが。民間業者は、そこで泣き笑いが出ておるやん。そこらをもうちょっと入れるべきと違ふかなというふうに思っています。

あとは、総合評価方式のA、B、C、Dのランク、これもこれからどう見ていくかやろうなと思う。そのままでええのか、もうちょっと今の時代に合わせたランクにしたほうがええのかさ。基準があるやんか、このA、B、C、Dのランクの。それも本当にその基準でええのかどうなのかはちょっと一遍見直さんと、物すごい人件費は高いし、人はおらんし、質的な低下は免れやんでな。これだけ若い世代がおらんようになると、本当に高齢者やに。あと10年たったら、一体何人工事しておる人がおるのというぐらいに市内の業者さんでも傷んでおるで、その前にやっぱり行政が保護、育成もせなあかんのと違ふのかな。そんなことを思っています。意見です。

○ 森 康哲委員長

部長、何かありますか。

○ 内田総務部長

さまざまな観点でご意見をいただいて、一つ一つ非常に貴重なご意見ですので、まず、市場が動くというお話がありました。それは確かに、一つお話に出ておった市内業者、市外業者のブロックにも関連するお話ですので、我々も自分のところの中だけ見ておるのではなくて、工事の施工状況というのは広い感覚で見た中で、今ある入札制度の見直しというのが必要であるかどうかという、そういう視点もやっぱり持つておらんと、四日市の発注する工事に見向きもしてもらえやんのでは意味がないものですから。

それと、もう一つは、四日市も次の総合計画をつくっていく中で、やっぱりいろんなプロジェクトも見え隠れしてくる部分が出てくると思いますので、きちっとそういう情報提供を対外的に出して、四日市がこれから求めていく工事というものはどんなものかということも情報発信していく、そういったことが必要になってくるのかなと、今お話があった

中ではそういう実感をしておりますので、そういったことも念頭に入れながら進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

焼却場のときなんか、談合問題で工事が10年ぐらいおくれたけど、工場がもっておったといえどももっておったで、ありがたかったのかわからんけど、たちまち困る話やろうなと思っておったでな。そうやって見ると、いろんな見方があるで、四日市だけがブロックして、よそはトスを上げておったでは話にならんでさ。そこらだけ考えてやってください。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 早川新平委員

ここにはPFI方式というのは出ていないんやけど、それが民間資金の活力で一番ええかというときに、ちょっと指摘も受けたんやけど、例えば耐震の建物にして、震度7.0まではオーケーやろうと。昔の建物というのは結構遊びというか余裕があつてええんだけど、価格を抑えて、それから行政側の基準というものを守ろうとすると、例えば震度7.0まではオーケーやけれども、7.1やと壊れるというような方法しかできないと。これ、業界のほうな。

だから、そういったところで基準の出し方というのをこれからある程度考えておかんと、金は制限されて、頑丈に建てると、それはわかるんだけど、その基準の出し方。震度6.5までは耐えれますよと、だけど、6.6やともう倒れる可能性が高いですよということ、その業界の方々、結構おっしゃるんやわな。だから、その基準の持っていく方というのはこれから気をつけやんと、世知辛いという言い方が適正かどうかかわからんけれども、その基準の出し方。耐震基準、これから目に見えて南海トラフが来るやろうと言われていの中で、そういう建造物なんかの出し方というのも、それさえやったら大丈夫なんですと。もし、震度7.0で基準を出しておいて、7.1で倒れました、これ、想定外でしたということがないような、必ず安全やということ、これは業界のほうからも指摘をされているので、

そういう出し方というのか、基準のつくり方というのをちょっと考えていかんと、特に建物なんかのときというのは。競争やから、建ててほしいから落札していくんだけど、もうぎりぎりしかない、それが現場の声やということを建設業者がよく言っていたので、そういうものを加味しておいていただきたい。住民の安全のためにね。意見です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 川村幸康委員

さっきも言っておったけど、行政的には、くじはやっぱりあかんと思っておるの、しゃあないと思っておるの、率直に。これだけ多いと。

○ 松浦調達契約課長

さまざまなご批判があるのは承知しておるんですが、地方自治法でも同額入札が複数あった場合はくじ引きでというルールが決まっております、くじ引き自体が悪いというのは、単純にはそう思っていないで、どういう状態が悪いかというと、くじ引きが常態化する中で、談合が疑われるような高い落札率でのくじ引きが常態化するみたいな、これはだめだと思っております。今は、最低制限価格に張りついておるという意味では、適正な競争がされておる中でのくじ引きやと思っております、まずその談合状態が続くというのはだめだと思っております。

あとは、くじ引きとなると、いいかげんな積算で入札してくるやつが出てくると違つかというようなこともよく懸念されます。その判断基準としましては、そういったいいかげんな積算をして、とりあえず9掛けで出しておけみたいなのがとって、工事の品質が落ちるといふことがあると、これもだめだと思っております。見方としては、高落札率が続く、あるいは品質が落ちていくというようなことが出てくると、これはくじ引きによる弊害なのかなというふうに思っております、そのときには見直さなあかんと思っております、検査室でも工事の検査はやるんですが、今、品質が40点台とかになっていくようなのが出ておるといふ状況ではございませんので、確かにくじ引きにはなっております、極端に言えば仕方がないというふうに捉えております。

○ 川村幸康委員

だから、仕方がないと見るのか、例えばこれが圧倒的にくじ引きばかりになってきた場合に、民間業者も次のステップに移るわな。それこそないが。そうすると、本来の入札制度からずれてくるよね、もう。議長でもくじで選ぶときもあるんやで、それはくじが全部悪いとは思わんけれども、ただ、くじが余りにも入札制度でつながってくるということであれば、これはもう一つ何か一考を要するけど、その一考を要する判断が、今の考え方でいくと、最低制限価格に張りついておるとか、そっちのほうやでええという判断やろうけど、これがもしほぼほぼ100%に近いような状態になってきたときに、それでも最低制限価格におるのやったらもう動かんのかさ。それでもちょっとこの事態はおかしいと見るか、おかしいと見やんかによって全然違うやろう、くじを。

だから、俺、もうくじ引きが100%に全部なったときには、入札制度全体がやっぱり、妙やわな。普通1円や2円は違うはずやもん。俺のところの商売で、全部一緒に全部くじって、そんなのあらへんもん。下のほうやでええという話やろうけどな。だから、やっぱりそこらはちょっと行政の中でも現状維持に走りがちやけど、余りにも抽せんがふえてきた場合には、何か制度を改革する必要はあるのと違うかなと思って。業態によってもやろうけどな。業種というか、する仕事によって大体わかるやん、こんなの、変わらんとか。そこらをどうするかやわな。

例えば俺、うちの地域で舗装してもらったけど、2回か3回やり直しておるようなときもあるのやわな。知っておると思うけど。ぐにやぐにやぐにやぐにや、直したらまた、ぐにやぐにやぐにやぐにやなっておるんやわ。だから、あんなのやと技術がないのか何がないのかちょっとよくわからんのやけどな。舗装して3日もせんうちにやで。そんなもの、危ないぐらいやわ。自転車でもこけるもん。それでひどいなと言っていたんやけど、またなってきたでな。だから、特殊なのか、それとも技術がないのかさ。だから、抽せんになるとそんなことになるんやろうなと思ってさ。というのも知っておいて。そうやで、そうなのと違うのかなと俺、思っておるに。

以上です。

○ 早川新平委員

先ほど村山委員も指摘したように、公共から民間へというのは、生計、家計を立てていくのにくじ引きでって、そんなくじ任せのことをやっておれないというところが業者側か

らもあるわけ。

それから、もう一つは、今、川村委員も指摘したようなところ、ソフトが出ておるので、それを買ったら、当てはめたら同じ抽せん率になるんやわな。だから、僕は、そこが一つの、抽せん率が高くなるというのは弊害やろうなと。積算根拠を各事業所で出せる分ならええんやろうけれども、やっぱりソフトというのはもう全国的に出回っているということなので、そこへはめると出てくるので。今、川村委員が言ったような、その事業所の価格に合わせてやると、悪く言うと手抜き。ちゃんとやっておればそんなの起こるはずなのに、現実にはそれが起こっておるという実態はやっぱり、多分わかってみえると思うんでね。そういうところはそういう業者にペナルティーとか当然あるべきやさ。だから、当てはめたら全部出てくる数字というのはやっぱり難しいと思うでな。これは一つのくじ引きの弊害というところで、意見です。

○ 森 康哲委員長

もうご意見、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

お諮りしたいんですけども、入札制度をテーマとして、この所管事務調査としての。これ、昨年度も同じテーマで所管事務調査をしているということもあるんですが、今後どのようにさせていただくのがいいのかちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

本日をもって所管事務調査を閉じさせていただいたほうがいいのか、また次回を設けて引き続き調査を続けたほうがいいのか、ご意見があれば。

○ 川村幸康委員

今回でいいんじゃないですか。

正副にお任せしますわ。

○ 森 康哲委員長

よろしいですか。

それでは、入札制度のテーマは本日をもって終結させていただきたいと思います。

報告書につきましては、正副で作成をさせていただきまして、後日皆様にお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、理事者の方はご退席をお願いします。

それでは、事項書2番目の議会報告会シティ・ミーティングで出されましたご意見について確認を行いたいと思います。

7月5日に神前地区市民センターで実施をいたしました議会報告会シティ・ミーティングで出された市民からの意見15件についてまとめたものを資料として配信してございます。

ファイルナンバー03、議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見（案）。まず事務局のほうから説明をいたします。

○ 笠井議会事務局主事

失礼いたします。事務局でございます。

そうしましたら、先ほど委員長からおっしゃっていただきましたファイル03のほうをぐらんください。

今回の総務常務委員会で市民の方から出された意見につきましては、議会報告会のほうで3件、シティ・ミーティングで12件の計15件の意見が出されました。

主な質疑応答の概要につきましては、資料に記載をさせていただいたとおりでございます。全ての意見について、議会運営委員会への報告については③その他の意見という形で整理しております。

1ページ目の8番の意見をごらんください。

こちらにつきましては、大沢台在住の方から指定避難所の考え方についてのご意見があったものでございます。自治会で避難訓練を行っている避難所が家から遠く、経路としても安全ではないけれども、ここへ避難しなければならないのかというような趣旨でありました。これに対しまして、実際の発災時には地区の防災訓練が行われている避難所とは異なる場所への避難となる場合も考えられることから、いただいた意見を執行部に伝えた上で、今後の防災訓練について考えたいという趣旨の回答を委員の方からいただいております。

これにつきましては、その他の意見ということにしつつも、所管の危機管理監へ意見を

伝えることとしております。

続きまして、2ページ目、14番の意見になりますが、なやプラザのプールが現在使われていないことについてのご意見でありまして、このプールにつきましては指定管理の範囲外ということですが、なやプラザの所管が市民文化部となることから、産業生活常任委員会へ申し伝えると回答していただいておりますので、そのように整理のほうをさせていただいております。

説明につきましては以上です。

○ 森 康哲委員長

それでは、今回の議会報告会でいただいた意見につきましては資料にまとめたとおりでありまして、正副といたしましては、先ほど説明のあったとおり議会運営委員会に報告をすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、この内容にて議会運営委員会へ報告をさせていただきます。

じゃ、本日の会議はこれまでといたしたいと思います。お疲れさまでございました。

15：00閉議